

山梨県キャリア形成卒前支援プラン の策定の方向性について

令和4年度山梨県地域医療対策協議会

医師偏在対策の更なる推進のため、令和3年12月1日付で「キャリア形成プログラム運用指針」の一部を改正し、具体的には**以下の項目を追加**した(2・3詳細は参考資料1を参照)。

追 加 項 目

1.キャリアコーディネータの配置

⇒4ページ

2.奨学資金貸与対象者の明確化（確保資金）

3.キャリア形成プログラムの充実

4.キャリア形成卒前支援プランの作成

⇒5ページ

キャリア形成プログラムとは

各都道府県で、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき策定されたプログラム。

- 目的： 1 医師不足地域における医師の確保
2 医師不足地域に派遣される 医師の能力開発・
向上の機会の確保

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定

1. キャリアコーディネータの配置

キャリアコーディネーターとは

キャリアコーディネーターは、地域医療支援センターの医師等、学生の教育課程や医師の研修等に十分な見識がある者とすることとする。

キャリアコーディネーターの役割は、大学等と連携して、対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の要望の聴取、病院見学会や勉強会の補助、大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討等とすることとする。**キャリアコーディネーターは、長期間に渡り、対象医師及び対象学生との信頼関係の構築や大学等との調整を行うことができることが望ましいこととする。**

都道府県内に地域枠等を設置する大学が複数存在する場合は、対象学生の支援の充実という観点からも、キャリアコーディネーターを複数配置することが望ましいこととする。



山梨大学医学部附属病院
地域医療支援センター¹⁾副センター長
大森真紀子医師に委嘱

1)は参考資料2参照

4. キャリア形成卒前支援プランの作成

①プランの概要

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを 基盤としつつ、**地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定する計画**

②対象者 ⇒ 6ページ

③卒前支援プロジェクトの設定

卒前支援プロジェクトは必ず 1 つは設定

特定の診療領域や政策的に確保が必要な診療領域のための卒前支援プロジェクトを追加して設定可能

④卒前支援プロジェクトの内容 ⇒7ページ

⑤卒前支援プランの改善等 ⇒山梨大学（案）は8ページ

都道府県は、毎年度、地域医療対策協議会における協議を経て、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクト等の改善に努める

都道府県は、卒前支援プランの既存の卒前支援プロジェクトの内容や、新たに設定又は変更しようとする卒前支援プロジェクトの内容について、対象学生の意見を聴く

都道府県は、対象学生から意見を聴いたときは、キャリア形成卒前支援プランの内容に反映させるよう努める

⑥卒前支援プランの適用

都道府県は、令和 5 年度以降に大学医学部に地域枠等で入学する者に対しては、

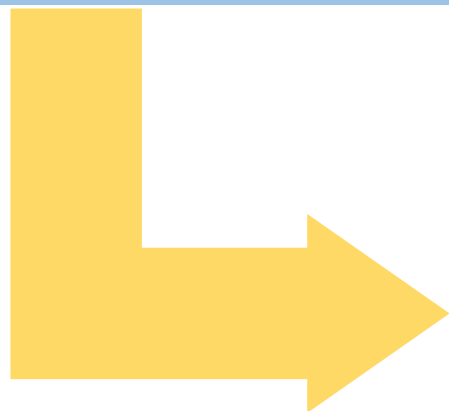
当該入学者の選抜を実施するときまでに、対象学生の同意により在学中にキャリア形成卒前支援プランが適用されることを通知

② 対象者

山梨県の地域枠で入学した学生

山梨県医師修学資金の貸与を受ける学生

その他プランの適用を希望する学生



地域枠だけでなく一般枠の学生も

参加できるものに

④卒前支援プロジェクトの内容

大学や医療機関と連携しながら、学生の個別支援を強化するとともに、地域医療に関する実習や、定期的な勉強会の開催、地域で活躍する先輩医師との交流など、以下の項目を達成できる取組を卒前支援プロジェクトとして位置付ける。

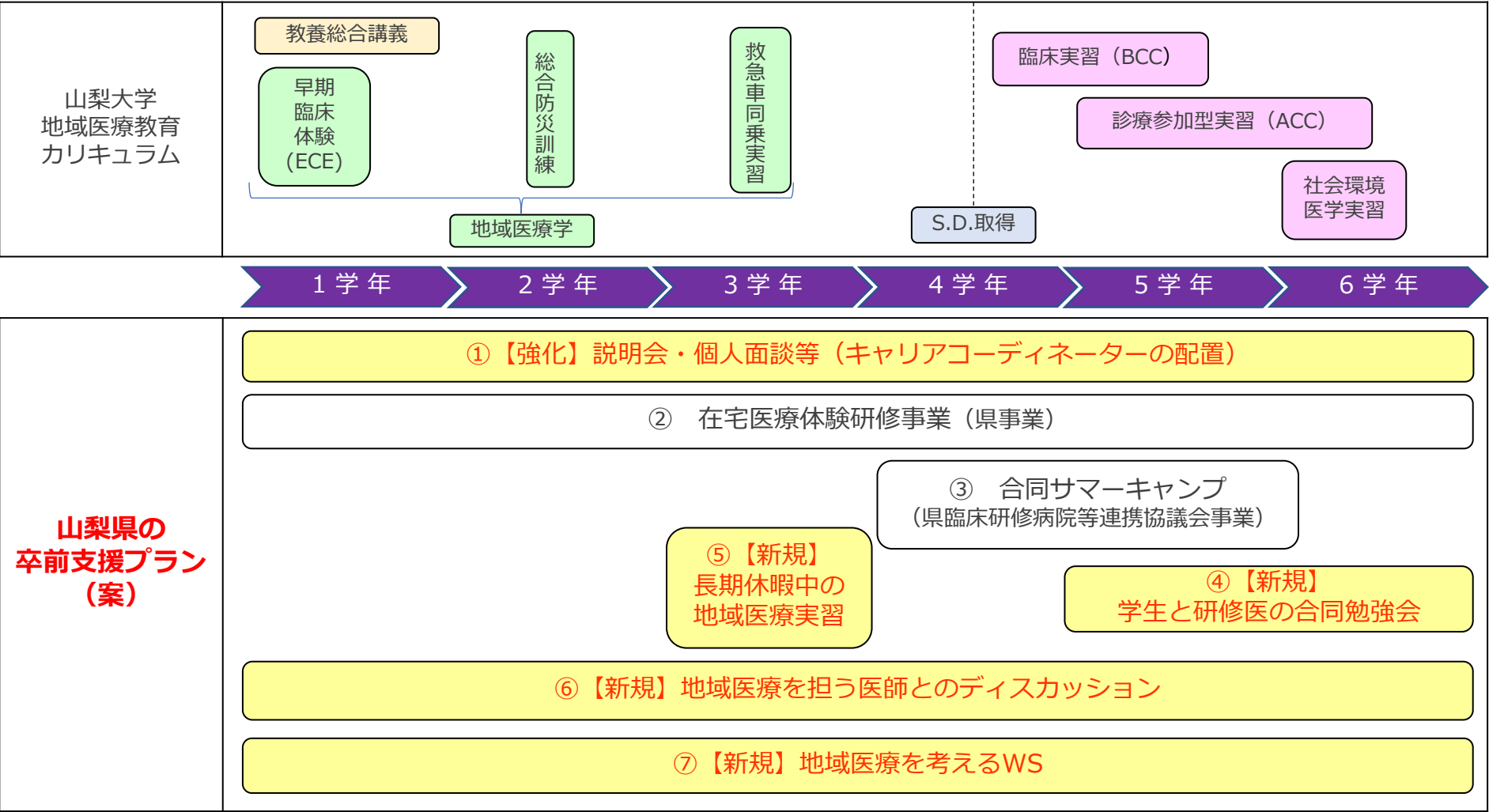
- 1 将来のキャリア形成に
対する相談・支援体制の強化
- 2 将来地域医療に従事する
意識を向上
- 3 将来従事する地域と接する
機会の提供

地域で活躍するキャリアイメージの具体化と意識の涵養
モチベーションの向上

山梨県への定着

地域偏在の解消

山梨大学の地域医療教育カリキュラムと卒前支援プラン（案）



※ プロジェクトの内容については、学生のニーズや意見等を取り入れて、毎年アップデートを予定

今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和4年8月	・ 令和4年度第1回山梨県地域医療対策協議会 ⇒ キャリア形成卒前支援プランの策定の方向性について協議
9月～	・ 大学、医療機関及び関係団体等と調整 ・ 学生へのアンケート調査等の実施
10月	・ 令和4年度第2回山梨県地域医療対策協議会 ⇒ キャリア形成卒前支援プラン（案）について協議、プラン決定 ・ 山梨県キャリア形成卒前支援プランの公表
令和5年4月	・ キャリア形成卒前支援プランの適用開始※

※ 準備が整った取組は、適用時期に関わらず令和4年から実施

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

医師偏在対策の更なる推進のため、令和3年12月1日付で「キャリア形成プログラム運用指針」の一部を改正し、具体的には以下の項目を追加した。

1. キャリアコーディネーターの配置

都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する



2. 修学資金貸与対象者の明確化（確保基金）

地域医療に従事する医師を増加させるため、別枠で選抜された地域枠の学生だけではなく、それ以外の学生においても、本人の希望により卒業後にキャリア形成プログラムを適用する場合は、都道府県が行う修学資金の貸与に対し、地域医療介護総合確保基金の活用を可能とする



3. キャリア形成プログラムの充実

キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的に実施する



4. キャリア形成卒前支援プランの策定

地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行う



※キャリア形成卒前支援プランの適用は令和5年度以降

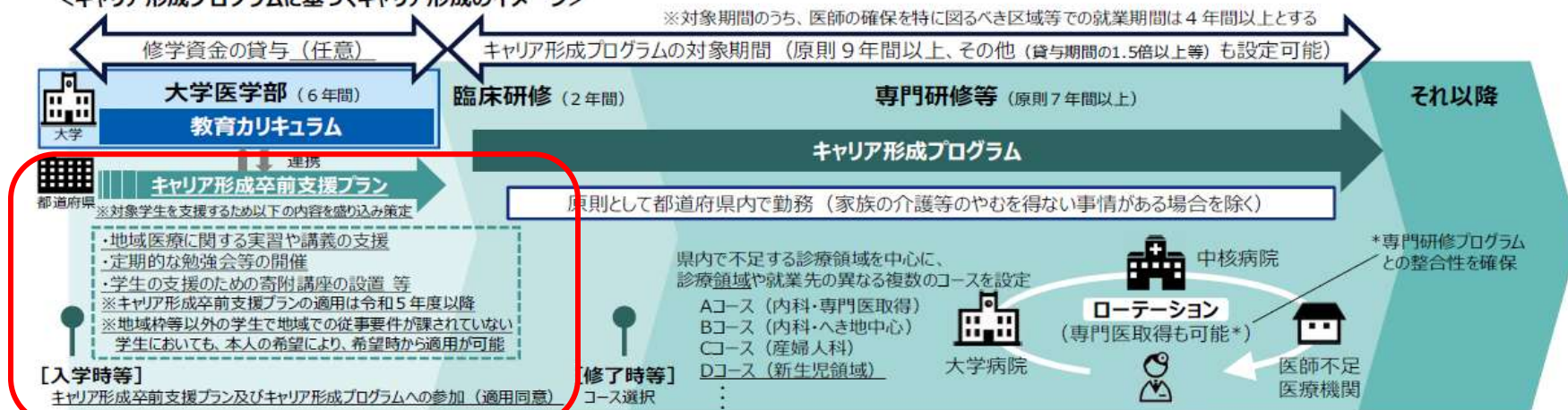
キャリア形成プログラムについて（改正の内容）

※改正箇所は下線

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- ・ 地域枠を卒業した医師
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的の実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

対象者の地域定着促進のための方策

＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- ・ 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- ・ 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- ・ 出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

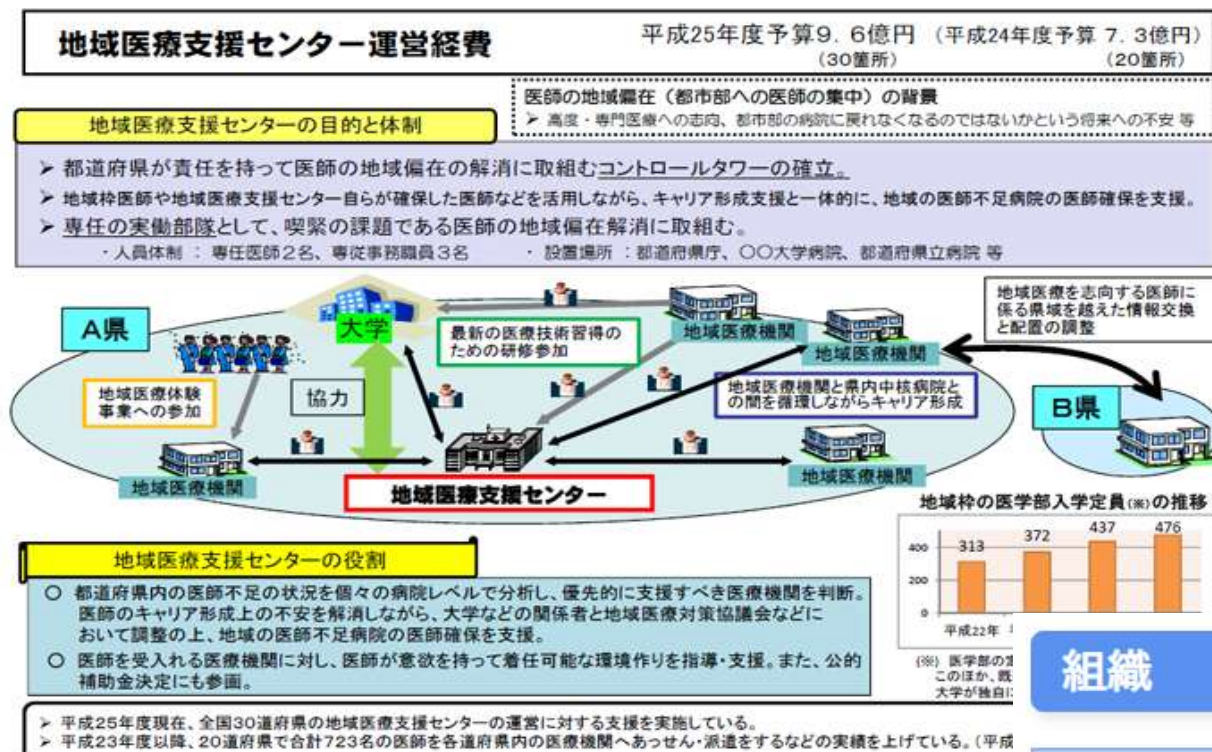
＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- ・ キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- ・ 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- ・ 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）

参考資料2： 山梨県地域医療支援センター

センター概要

山梨県では、医師の地域偏在解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため、平成25年4月に、県医師会などの医療関係団体の協力の下、山梨大学と連携し、山梨県地域医療支援センターを設置しました。



組織

センター長

平田修司（山梨大学医学部附属病院 副病院長）

副センター長

大森真紀子（山梨大学医学部附属病院 医師）
山梨県福祉保健部医務課長